

# 生活関連物資課題調査運営要綱

## 1. 事業目的

この事業は、市内主要買物施設の食料品等の生活関連物資の表示等に関する調査を実施し、これに基づいて得た適正な情報を市民に提供することにより、市民の生活関連物資に対する信頼性を確保し、適切な商品選択に役立てるとともに、事業者にも適正な表示に基づく安全な商品の提供を促すなど、消費生活の一助になることを目的とする。

## 2. 調査対象施設

市内で事業を営む買物施設で、原則として食料品、日用品等の生活関連物資を購入できる施設を調査対象とする。

## 3. 調査対象

生活関連物資の中から、日常の生活に必要な食料品、日用品等を対象とし、購入頻度、購入数量、支出金額その他の内容を参考に、時宜にあった市民の関心の高い調査及びその対象を選定する。

## 4. 調査内容

### (1) 課題調査

調査対象の品質表示等を調査する。

### (2) 価格調査

調査対象の既定計量ごとの価格を調査する。

### (3) 鮮度調査

農産物、畜産物、水産物等の生鮮食品を対象に、専門家から鮮度・品質等に関する助言を得て、鮮度を調査する。

### (4) 量目調査

調査対象の内容量を調査する。

## 5. 生活関連物資課題調査員の設置

この事業の調査のために、生活関連物資課題調査員（以下「調査員」という。）をおく。

### (1) 職務

#### 1) 生活関連物資課題調査の実施

①課題調査

②価格調査

③鮮度調査

④量目調査

#### 2) 調査データの報告

#### 3) 市の消費者行政施策に対する協力

### (2) 要件

調査員は原則として次に掲げる要件を具備していなければならない。

- 1) 豊中市に住所を有し、日常生活の買物を直接行っている者。
- 2) 食品の品質表示等、消費者問題に強い関心を持ち、かつ基礎知識を有する団体等に所属する者。

## 6. その他

この要綱に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。